

<JETROシドニー事務所 主催>コロナ禍における オーストラリアビザ申請の注意点について



2020年6月17日AOMビザコンサルティング代表 足利弥生

セミナー前のご案内

- ◆本日のセミナープレゼンテーションは2020年6月17日現在においてオーストラリア連邦政府・州政府から発表されている情報の提供を目的とするものであり、個々のアドバイスを目的にするものではございません。そのため、各具体的な案件につきましては専門家にご相談ください。
- ◆記載されている情報につきましては、政府の発表に基づき正確な情報提供する事を務めておりますが、現在も状況の頻繁な変更により本日以降変更となる場合がございます為、何卒ご了承下さい。
- ◆AOMビザコンサルティングでは本日の情報提供を実際の案件に 適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任も負う ことはいたしかねます為、何卒ご了承ください。

プロフィール



AOMビザコンサルティング 代表コンサルタント

オーストラリア移民法を20年以上取り扱い、うち9年は在日オーストラリア大使館内務省にてシニアビザオフィサーとして従事。日本で受理するビザクラス全般の審査官として実務経験を積む。 その後、外資投資銀行にて人事に所属し、グローバルモビリティ実務および投資銀行におけるネットワークを構築。2010年にAOMビザコンサルティング創立。チームは全員 前職オーストラリア政府内務省審査官として従事。



AOMではおもにオセアニアへ日系企業の就労ビザ、および4か国へ個人 投資家向けの投資家ビザを各国の専門家と連携しサポート。 また、対日投資促進目的に日本のビザも専門家と連携しサポート。 今後の日本人口政策にも関心高く、海外移民法実務経験者として 経済促進効果のある持続可能な人口政策を提言。

これまでのセミナーや著書など

就労ビザ関連 JETROシドニー・日豪経済委員会など主催 セミナーや著書多数 投資家ビザ関連 ANZ銀行や州政府主催・世界各国にて日本市場についての

講演や執筆

本日のアジェンダ

- ◆内務省(移民省)のビザ審査現状について
- ◆入国措置についての現状
- ◆就労ビザ保持者の就労条件について
- ◆パンデミックビザ(408)について
- ◆今後の対応等

*本日は日系企業への情報提供にフォーカスした内容とさせていただきます。

(対象外:学生やWH、トランジット、永住者など)

内務省 COVID-19関連情報

内務省のホームページ:日本語案内あり

COVID-19 and Border

https://covid19.homeaffairs.gov.au/

- ① オーストラリアへの渡航(AUS国外)
- ② オーストラリアで滞在を継続する方(AUS国内)
- ③ オーストラリアでトランジットする方(AUS国外)
- ④ オーストラリアを出国する方(AUS国内)

内務省(移民省)のビザ審査現状について

① 申請者がオーストラリア国外にいる場合

- ・COVID-19の状況をモニターする上で、オーストラリア国内の公衆 衛生や労働市場へのインパクトを考慮する上で現状は審査を積極的に 実施していない状況
- ・入国禁止措置:維持する以上まず審査は動かない =この状況下でも「渡航が必要」と判断されたケースのみ審査実施
- ・審査期間:通常よりも遅延する可能性は十分ある
- ・永住者関係は審査実施⇒発行されている

② 申請者がオーストラリア国内にいる場合

・就労ビザについてはほぼ同様。但し、ブリッジングビザ維持により影響薄い。

入国措置についての現状

3月20日以降「オーストラリア国籍・永住者以外」全外国籍入国禁止 ニュージーランド同様(3月19日より)オセアニアが世界で最も 厳しい規制(今回はニュージーランドが先行して対策)

- ・482や400番台ビザ取得者でも現在は入国禁止
- ・既に主申請者は入国済、家族だけ日本だがこのケースも入国禁止
- *政府が認可したケースのみ「特別措置」として現在入国可能
- <入国特別措置のために必要なステップ>
- ①適切なビザ取得
- ②入国許可申請⇒許可
- ③さらに州によっては「州」の入州許可が必要=渡航地による

*フライトで日本から到着する州にて2週間隔離となり、その後 最終目的地(州)へ移動可能—隔離期間含めて渡航計画必要

各州の州境状況

オーストラリア政府 COVID-19 https://www.australia.gov.au/

日々情報が変わる為、最新情報は各州政府サイトをご確認ください

原則「Essential Traveller = 特別なビジネス事由やスキル提供の 為、入州が必須」と認可された方

各州		入州の事前許可
<u>ニューサウスウェールズ州</u>	NSW	X
ビクトリア州	VIC	X
<u>首都特別地域</u>	ACT	X
<u>クィーンズランド州</u>	QLD	O*
西オーストラリア州	WA	O**
南オーストラリア州	SA	X
<u>タスマニア州</u>	TAS	X
北部準州	NT	X

*QLD

建設,製造,資源,農業,漁業等は、重要な 資源セクター(FIFOに関連) 最低3日前までに入州申請必要

入国措置についての現状

入国措置申請のステップ「説得性ある具体的理由」が必須

*渡航先により州の許可が必要な方は同時に申請が迅速化

<入国禁止中に適用除外と考慮になる対象者>

- オーストラリア連邦政府の招聘により COVID-19 対策への支援目的 で渡航する方、もしくはその入国が国益に資する方
- 航空機による救急搬送や物資供給を含む重要医療サービスで、海外の港・空港から定期的にオーストラリアに到着している方
- 重要スキルを有する者 (例:専門医、エンジニア、船舶の水先案内人および乗務員)
- オーストラリアに赴任している外交官で現在オーストラリアに居住 している者と、その近親者
- 人道的な理由または酌量すべき事情により考慮されるべきと判断 された方

入国措置についての現状

果たしてどのくらい厳しいのか?

Travellers who have a compassionate or compelling reason to travel to Australia



移民法上、非常に重大な状況と判断された場合でないと許可されない表現

対象人材が渡航しなければ=つまりそのスキルがなければ、 オーストラリアの国益(National interest)に重大な影響

オーストラリアの国益とは?

- ・ビジネス・経済・貿易に影響
- ・外国政府との関係にダメージとなる

・緊急性がある

入国措置についての現状 オーストラリア

申請⇒許可のためには政府が提示している 「説得性ある具体的理由」が必須

入国措置申請:現状、移民省統計上はかなりの確率で許可

Stats from 2 FEB to 6MAY2020 Source: SBS News by ABF Data

入国する必要がある特別な理由	許可	拒否	合計
ビジネスリーダー	57	6	63
重要なスキル(医療関係以外)	252	7	259
重要なスキル(医療関係)	221	9	230
外交	112	1	113
考慮すべきやむを得ない事情	801	195	996

しかし、申請=許可ということではない 多様なケースがあるため、あくまでもケースバイケース

- ①既にオーストラリアにビザ保有者として居住していたが、 オーストラリアを出国した為にこの入国許可を得たケース
- ②ビザ取得したが、一度も入国した経緯がないケース

12

入国措置についての現状 ニュージーランド

ニュージーランドも手順は類似

EOI(入国意思表示) + 特別許可を取得

拒否率:約80% 非常に厳しい ⇒ レベル1となり段階的的緩和

6月初旬時点: 約1万件 申請 ⇒ 約2000件 許可

うち 200-300のみがビジネス目的

COVID-19に関与しないケース(ビジネスや経済理由)

= 対象となる人材が渡航しなければ国益や経済に著しく影響

(6月18日よりあらたなポリシー開始予定)

- ・まず移民省 (INZ)へ入国意思表示の申請
- ・企業より業界の各政府管轄へ入国許可サポートの打診
 - ⇒最終的に移民省 (INZ)で決定

入国措置についての現状 オーストラリア

内務省サイトより「オンライン」申請が必要

入国措置についての説明(日本語あり)

https://covid19.homeaffairs.gov.au/coming-australia

オンライン申請フォーム

https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form

- *申請は1名ずつ必要
- *この「入国許可」申請の為の理由書となるサポートレターや 資料が必須(ビザ申請書類ではない)
- *ビザ申請中(許可待ち)でも申請は可能

就労ビザ保持者就労条件について

オーストラリア内にて就労ビザ保持中(457または482)

https://covid19.homeaffairs.gov.au/staying-australia

- 就労ビザ保持者(457・482)で解雇されず、雇用関係を維持している場合は、このCOVID-19の影響により週の労働時間が短縮されたとしてもビザ条件については違反とはならず、ビザをそのまま維持することが可能。移民省へのこの労働時間短縮などについて通達も不要。
- 解雇になり、失業した場合は、その事実から60日以内に他の雇用主 を見つけてあらたなスポンサーシップを申請するか、出国準備が必要。

ブリッジングビザ

申請する前に保持していたビザ条件をブリッジングビザ中は維持・継続

例)457や482ビザ保持者でオーストラリア国内で482ビザ申請

= 就労ビザ条件を審査中ずつと維持可能

但し、万が一出国が必要な場合は、ブリッジングビザB申請必須

パンデミックビザ(408)

目的

- ・オーストラリア国内滞在者で一時ビザ保持者がビザ失効するが、自国へ 帰国する方法がない
- ・COVID-19の状況下において、オーストラリアで有益となるスキルを 保持している方のための救済措置

要件

- 現在一時ビザ保持者で、申請時にビザ有効期限の28日前を切っている事、 または既にビザが失効後28日以内である事。
- ほかに該当するビザのオプションがない。
- 有事(COVID-19)における重要産業に関わる就労をすでにしていたり、 今後も予定している方、またはそれらのスキルをお持ちの方
- 保持していたビザの条件を遵守している事。
- 滞在中の保険をカバーできる事。
- *現状、日本国籍は日本へのフライト(ANA便)が存在する為、現実的にはこの重要産業に関わる就労予定者が対象(WH、学生など)
- * 就労ビザ保持者は、そのまま就労継続の場合は就労ビザ申請が適切

1. 日本政府発表からの示唆

オーストラリア・ニュージーランド タイ・ベトナム4か国について = ビジネス訪問者に限定して入国を検討 (感染者数が少なく経済関係が強い国)

	オースト ラリア	ニュージー ランド	タイ	ベトナム	日本
1日入国者数 (2018年)	1514	201	3102	1066	
今回入国許可 予定数	50	10	60	80	50

双方の行き来を考慮しても 日本⇒オーストラリアヘビジネス渡航者への 検討を期待。…しかし極少

⇒正常化へはまだ課題山積み…

ベトナムは6月下旬 より緩和予定 (1日最大250名)

6月15日日経新聞



1. 日本政府発表からの示唆

オーストラリアにとって

日本は

- ・第2の直接投資額
- ・第2の貿易輸出国



最重要国の1つ 日豪政府両国の交渉次第



Source: Austrade

2. 入国措置対応 本当に今必要な入国か?を精査

・まだ解放への楽観視はできない。

積極的理由	消極的理由
直接投資として重要国第2位	感染症への脅威や移民法的基準
日本政府の入国検討	冬になるという気候

- ・現状ほぼ入国が認可されない環境を考慮し、以下を精査
 - ① 「オーストラリアの国益に資する理由」があるか?
 - ② 「やむを得ない事情・人道的理由」があるか?
 - ③ 「緊急性」があるか?

オーストラリア 国の解放 優先順位

- ① まずは州間の訪問自由化 7月中をめやす
- ② オーストラリア×ニュージーランド両国間の渡航 (国籍·永住者)
- ③ パシフィック諸島の渡航
- ④ その後開国…(外国籍入国)

<外国籍の優先順位>

経済効果(直接投資や貿易)へのインパクト

① 学生(留学生)… 貿易

② ビジネス関係 … 直接投資・貿易

③ 観光 … 貿易

多様な国籍となると益々「<mark>公衆衛生(Public Health)管理」</mark> が最大の課題

革新的な 発想転換へ

- 3. ニューノーマルへの準備 入国せず、ビジネス維持する対応策
- ・今の環境でできるビジネスモデルを再検討=時差はほぼない
- ・現地法人 人事組織やリモートマネジメント対策を検討必須

ニュージーランド (NZ外務貿易省より)

- ・日本への輸出貿易が4月時、 例年に比較して28%上昇と過去最大へ 特に農産物・乳製品・肉製品など
- ・留学先として国のイメージ65%好感



Goods exports to
Japan in April
increased by 28
percent - the
highest ever level
of exports
from NZ to Japan
during April

オーストラリア・ニュージーランドのコロナ対応

- ・世界的にも評価アップ=特に留学産業には大きなインパクト
- ・国の安定性から注目度高い ⇒ 投資機会の検討



ご清聴ありがとうございました

Q&A









AOMビザコンサルティング: https://aom-visa.com/

お問合せ: info@aom-visa.com